

教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき教育長が臨時代理した事項について、同条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 臨時代理した事項

(1) 制定した訓令

川崎市教育委員会職員研修規程の一部を改正する訓令

(2) 内容

研修の委託先の組織の名称及び委託する研修の名称を改めるもの

ア 研修の委託先の組織の名称

総務企画局行政改革マネジメント推進室 → 総務企画局人事部人材育成課

イ 研修の名称

行政改革マネジメント推進室研修 → 人材育成課研修

(3) 施行期日

令和4年4月1日

2 臨時代理を行った日

令和4年3月31日

3 臨時代理を行った理由

令和4年4月1日から総務企画局行政改革マネジメント推進室内の一組織である人材育成担当が、総務企画局人事部人材育成課へ組織改編されることに伴い、同日までに訓令の規定を整備する必要があるため

(参考) 川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則

(教育長の臨時代理)

第3条 教育長は、緊急やむを得ない事情があるときは、前条各号に規定する事務について、臨時にこれを代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により、臨時に事務を代理したときは、直近の委員会会議に報告し、その承認を受けなければならない。

川崎市教育委員会職員研修規程の一部を改正する訓令

川崎市教育委員会職員研修規程（平成21年川崎市教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「行政改革マネジメント推進室研修」を「人材育成課研修」に、「総務企画局行政改革マネジメント推進室」を「総務企画局人事部人材育成課」に改める。

第4条第2項第3号中「総務企画局行政改革マネジメント推進室」を「総務企画局人事部人材育成課」に改める。

第9条中「行政改革マネジメント推進室研修」を「人材育成課研修」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

制 定 理 由

組織整備に伴い、所要の整備を行うため、この訓令を制定するものである。

川崎市教育委員会職員研修規程の一部を改正する訓令新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市教育委員会職員研修規程 平成21年3月19日教委訓令第5号</p> <p>(第1条～第2条 略)</p> <p>(研修の種類)</p> <p>第3条 研修の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 自主研修 職員の自主的な学習及び研究に対し、必要な指導及び助成等を行うことにより行うものとする。</p> <p>(2) 職場研修 職務上必要な知識、技能、態度等を習得させるため、主として日常の業務を通して行うものとする。</p> <p>(3) 所属研修 川崎市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和46年川崎市教育委員会規則第19号）第3条に掲げる室又は課若しくは総合教育センターが行う研修で、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 教育委員会事務局職員研修</p> <p>イ 教育機関（学校を除く教育委員会の所管に属する機関をいう。）職員研修</p> <p>ウ 学校職員研修</p> <p>(4) <u>人材育成課研修</u> 教育委員会の所管に属する職員を対象とした研修で、<u>総務企画局人事部人材育成課</u>に委託して行うものとする。</p> <p>(5) 派遣研修 国若しくは他の地方公共団体又は学校その他の機関（以下「派遣機関」という。）に職員を派遣して行うものとする。 (人材育成推進管理者及び人材育成推進主任)</p> <p>第4条 教育委員会に人材育成推進管理者（以下「推進管理者」という。）及び人材育成推進主任（以下「推進主任」という。）を置く。</p>	<p>○川崎市教育委員会職員研修規程 平成21年3月19日教委訓令第5号</p> <p>(第1条～第2条 略)</p> <p>(研修の種類)</p> <p>第3条 研修の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 自主研修 職員の自主的な学習及び研究に対し、必要な指導及び助成等を行うことにより行うものとする。</p> <p>(2) 職場研修 職務上必要な知識、技能、態度等を習得させるため、主として日常の業務を通して行うものとする。</p> <p>(3) 所属研修 川崎市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和46年川崎市教育委員会規則第19号）第3条に掲げる室又は課若しくは総合教育センターが行う研修で、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 教育委員会事務局職員研修</p> <p>イ 教育機関（学校を除く教育委員会の所管に属する機関をいう。）職員研修</p> <p>ウ 学校職員研修</p> <p>(4) <u>行政改革マネジメント推進室研修</u> 教育委員会の所管に属する職員を対象とした研修で、<u>総務企画局行政改革マネジメント推進室</u>に委託して行うものとする。</p> <p>(5) 派遣研修 国若しくは他の地方公共団体又は学校その他の機関（以下「派遣機関」という。）に職員を派遣して行うものとする。 (人材育成推進管理者及び人材育成推進主任)</p> <p>第4条 教育委員会に人材育成推進管理者（以下「推進管理者」という。）及び人材育成推進主任（以下「推進主任」という。）を置く。</p>

改正後	改正前
<p>2 推進管理者は、庶務課長をもって充て、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 第6条第1項に規定する研修計画に基づく研修の実施に関すること。</p> <p>(2) 職場研修に係る助言、指導及び必要な指示に関すること。</p> <p>(3) <u>総務企画局人事部人材育成課</u>との連絡及び調整に関すること。</p> <p>3 推進主任は、庶務係長をもって充て、推進管理者の職務を補佐する。</p> <p>(第5条～第8条 略)</p> <p>(研修を受ける職員の決定)</p> <p>第9条 <u>人材育成課研修</u>又は派遣研修を受ける職員は、推進責任者の推薦に基づいて教育長が決定する。ただし、教育長は、必要と認める職員に対し、当該研修を受けるべきことを命ずることができる。</p> <p>(以下 略)</p>	<p>2 推進管理者は、庶務課長をもって充て、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 第6条第1項に規定する研修計画に基づく研修の実施に関すること。</p> <p>(2) 職場研修に係る助言、指導及び必要な指示に関すること。</p> <p>(3) <u>総務企画局行政改革マネジメント推進室</u>との連絡及び調整に関すること。</p> <p>3 推進主任は、庶務係長をもって充て、推進管理者の職務を補佐する。</p> <p>(第5条～第8条 略)</p> <p>(研修を受ける職員の決定)</p> <p>第9条 <u>行政改革マネジメント推進室研修</u>又は派遣研修を受ける職員は、推進責任者の推薦に基づいて教育長が決定する。ただし、教育長は、必要と認める職員に対し、当該研修を受けるべきことを命ずることができる。</p> <p>(以下 略)</p>